

元市議に対する報酬等返還訴訟の判決に係る対応について

元市議に対する議員報酬などの返還訴訟について、以前にお知らせしましたとおり、令和7年6月20日付けで、水戸地方裁判所において、本市の訴えを棄却する判決があり、以下のとおりの対応とすることといたしましたので、お知らせします。

【本市の対応】

判決文の内容を精査した結果、法律上の条文を根拠として、司法判断が示されたことなどを総合的に勘案し、控訴を行わないこととしました。

※控訴期限：令和7年7月8日（火）

担当課	龍ヶ崎市 総務部 人事行政課 担当者：藤平・岸（ふじひら・きし） 連絡先：0297-60-1512（直通）
-----	---